

2023年2月21日  
日本郵便株式会社

## 全世界宛て国際郵便物の通関電子データの事前送信必須化

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀／以下「日本郵便」）は、国際郵便の通関電子データの事前送信を必須とする範囲を全ての国・地域に拡大することについて、総務大臣、国土交通大臣および関東運輸局長から国際郵便約款の変更の認可を受けましたので、お知らせします。

これに伴い、**2024年3月1日（金）**から、国際郵便物の差し出しの条件を変更します。  
ご利用の皆さまには、ご理解を賜りますようお願いいたします。

## 1 概要

国際郵便物の保安強化および通関の効率化のため、物品などを内容品とする国際郵便物を送る場合、差出人さまの住所・氏名や内容品などの情報を電子化した「通関電子データ」を、事前に名宛国・地域の郵便事業体に送信することが、万国郵便条約により義務とされています。このため、通関電子データの事前送信がない郵便物を差し出された場合、名宛国・地域の税関の判断により、通関が遅れたり、郵便物が返送されたりする可能性があります。

これを受け、日本郵便では、2021年1月1日（金）から米国宛ての国際郵便物の一部、また、2022年6月20日（月）からはヨーロッパ等宛ての国際郵便物の一部で、通関電子データの事前送信を必須としてきました。

今般、世界的に事前送信を要請する動きが強まっているため、既に必須としている米国およびヨーロッパ等宛てに加えて、全ての国・地域宛てに拡大するとともに、物品などを内容品とする全ての国際郵便物に拡大します。

これにより、手書きの送り状（ラベル）では、物品などを内容品とする国際郵便物を差し出すことができなくなります。

## 2 対象国・地域および対象郵便物の拡大

2024年3月1日（金）から、下表の下線・太字の箇所のとおり、通関電子データの事前送信を必須とする対象国・地域および対象郵便物を拡大します。

国際郵便物の種類		通関電子データの送信		
		現行		2024年3月1日（金）以降
	EMS	米欧等宛て	対象 <sup>(※)</sup>	対象 <sup>(※)</sup>
	国際小包		対象	対象
通常郵便物	小形包装物	全ての国・地域宛て	対象外	対象 <sup>(※)</sup>
	印刷物			対象
	特別郵袋印刷物			対象 <sup>(※)</sup>
	書状（定形・定形外）・その他の通常郵便物			対象 <sup>(※)</sup>

（注）※は物品などの税関検査の対象とされる可能性のあるものを送る場合に限り対象とし、手紙などの書類だけを送る場合は、手書きのラベルや宛名書きで発送が可能です。

### 3 通関電子データの送信方法

日本郵便が提供する「国際郵便マイページサービス」または「国際郵便マイページサービス for ゆうプリタッチ」を利用して送り状ラベルをご作成の上、郵便物を差し出してください。こちらで送り状ラベルを作成すると、入力した情報が通関電子データとして名宛国・地域に送信されます。

なお、国際郵便マイページサービスの詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

また、通関電子データ事前送信義務化の詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

以 上

#### 【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

0120-5931-55

携帯電話から

0570-046-666（有料）

#### <受付時間>

平日 8:00～21:00

土・日・休日 9:00～21:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。